

焼津市が発注する建築工事における週休2日の取組方針に係る実施要領

(目的)

第1条 本要領は、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日など適切な方法により取り組むため、必要な手続き等を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 原則として、焼津市が発注するすべての建築工事（建築設備工事を含む）を対象とする。ただし、以下の各号に該当する工事は対象外とする。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- (2) 市長が対象工事に適さないと判断した工事

(用語の定義)

第3条 本要領において用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行うことをいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

なお、分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事）において、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態がある場合は、現場閉所として取り扱う。

(工期の設定)

第4条 発注者は、労働基準法の時間外労働規制等を踏まえ、引き続き週休2日を前提とした工期を設定するものとする。

(多様な働き方への対応)

第5条 受注者は、変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、施工期間、施工時間等について監督員と協議の上、実施するものとする。

(週休2日の実施状況の確認等)

第6条 週休2日の実施状況の確認等について、以下により実施する。

(1) 特記仕様書による明示

発注者は、週休2日の実施状況の確認等のため、特記仕様書(別紙1)により対象工事であることを明示する。

(2) 対象期間の設定

第3条(2)に定める「対象期間」について、受発注者間の協議により設定する。

(3) 実施工程表の提出

受注者は、工事着手前に「現場閉所予定日」を記載した実施工程表等を提出する。
なお、工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表等を提出するものとする。

(4) 週休2日の実施状況の確認

監督員は、受注者から提出された実施工程表等により、現場閉所等の実施状況を確認する。

なお、実施状況の確認は、現場閉所等の状況により以下のとおり区分する。

ア 完全週休2日

第3条(1)に定める現場閉所を達成している場合には、「完全週休2日」を実施しているものと判断する。

なお、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、実施しているとみなす。

イ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行い、現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上である場合には、「通期の週休2日」を実施しているものと判断する。

附 則

この要領は令和8年10月1日から施行する。